

南魚沼市建設工事成績評定方法

（林業土木工事編）

令和 7年 4月

南魚沼市 総務部 財政課

目 次

（林業土木工事編）

工事成績評定の区分及び方法（林業土木工事編）・・・・・・・・・・ P. 1

建設工事成績評定表（林業土木工事編）・・・・・・・・・・ P. 2

細目別評定採点表（林業土木工事編）・・・・・・・・・・ P. 4

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（林業土木工事編）

考 査 項 目	細 別	監 督 員	担当係長	検 査 員
1. 施工体制	I. 施工体制一般	P. 5		
	II. 配置技術者（現場代理人等）	P. 6		
2. 施工状況	I. 施工管理	P. 7		
	I. 施工管理（中間）〔（完成）を（中間）に読替て使用〕			P. 27
	I. 施工管理（完成）			P. 27
	II. 工程管理	P. 8	P. 16	
	III. 安全対策	P. 9	P. 18	
	IV. 対外関係	P. 11		
3. 出来形 及び出来ばえ	I. 出来形			
	① 林業土木工事	P. 12		
	I. 出来形（中間）〔（完成）を（中間）に読替て使用〕			P. 31～P. 32
	I. 出来形（完成）			
	① 林業土木工事			P. 31
	II. 品質			
	① 林業土木工事	P. 13		
	II. 品質（中間）〔（完成）を（中間）に読替て使用〕			P. 33～P. 74
	II. 品質（完成）			
	① 林業土木工事			
	①－1 溪間工事（治山ダム工）			P. 33
	①－2 溪間工事（護岸工・流路工）			P. 37
	①－3 山腹工事（土留工）			P. 41
	①－4 山腹工事（水路工・暗きょ工）			P. 45
	①－5 山腹工事（法切工・伏工等）			P. 48
	①－6 地すべり防止工事（集水井工・杭工・暗きょ工）			P. 50
	①－7 林道工事（土工事・路床・路盤工・土留工）			P. 53
	①－8 林道工事（擁壁工等）			P. 58
	①－9 林道工事（コンクリート橋工事（PC及びRCを対象））			P. 62
	①－10 林道工事（鋼橋工事）			P. 65
	①－11 法面工事（法面保護工）			P. 68
	①－12 なだれ防止林造成工事（なだれ予防柵工・階段工）			P. 71
	①－33 上記以外の工事または合併工事			P. 73
	III. 出来ばえ（中間）〔（完成）を（中間）に読替て使用〕			P. 75～P. 78
	III. 出来ばえ（完成）			
	① 林業土木工事			P. 75
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応			
	① 林業土木工事		P. 20	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	P. 14		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		P. 23	
7. 法令遵守等			P. 26	

記入方法及び留意事項（林業土木工事編）・・・・・・・・・・ P. 79

「施工プロセス」のチェックリスト（主任監督員）（林業土木工事編）・・・・・・・・・・ P. 82

「施工プロセス」のチェックリスト（総括監督員）（林業土木工事編）・・・・・・・・・・ P. 87

「施工プロセス」のチェックリスト（総括監督員）（林業土木工事編）（参考記入例）・・・・・・・・ P. 92

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況・・・・・・・・・・ P. 96

工事成績評定の区分及び方法
(林業土木工事編)

南魚沼市建設工事成績評定規程第4条第1項に規定する成績評定の方法は下記によるものとする。

記

1. 成績評定は、「建設工事成績評定表」に基づき算定された評定点を、次のとおり区分するものとする。

評定の区分			
ランク	評定点	区分の基準	
A	80点以上		他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	標準的工事	Aランクではないが、標準的工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満		標準的な工事
D	60点以上65点未満		Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満		今後指名等に影響を及ぼす恐れのある工事

2. 細目別評定採点の算出は、「細目別評定採点表」による。

3. 評定は、監督員は別紙－1、総括監督員・担当係長等は別紙－2、検査員は別紙－3により行うものとする。
また、別紙－4「記入方法及び留意事項」、及び別紙－5「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。

4. 「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関する実施状況は別紙－6による。

建設工事成績評定表（林業土木工事編）

工事番号		工事名	0																		工事主管課	0						
受注者名	0		工 期	令和 -88 年 1 月 0 日 ~ 令和 -88 年 1 月 0 日																		契約金額(最終)	¥ 0 -					
竣工年月日	令和 ## 年 1 月 0 日		検査年月日	令和 -88 年 1 月 0 日																								
考 査 項 目		主任監督員					総括監督員・担当係長等							検査員(中間)							検査員(完成)							
		0					0																					
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e	
1.施工体制	I 施工体制一般																											
	II 配置技術者																											
2.施工状況	I 施工管理																											
	II 工程管理										0																	
	III 安全対策																											
	IV 対外関係																											
3.出来形及び出来ばえ	I 出来形																											
	II 品質																											
	III 出来ばえ																											
4.工事特性	I 施工条件等への対応(※2)										(20~0)	0																
5.創意工夫	I 創意工夫(※3)		(7~0)	0																								
6.社会性等	I 地域への貢献等(※4)																											
加減点合計(1+2+3+4+5+6)				0.0		点					0.0		点					0.0		点					0.0		点	
評定点(65±加減点合計)(※1)			①	65.0		点			②	65.0		点				③	65.0		点				④	65.0		点		
評定点計		65.0 点 (① 65.0 点×0.4+② 65.0 点×0.2+③ 65.0 点×0.4×0% +④ 65.0 点×0.4×100%) = 65.0 点																										
7.法令遵守等(※7)							0 点																					
8.総合評価技術提案 総合評価履行確認(※8)							☐ 履行 ☐ 不履行 ☐ 対象外																					
評定点合計(※9)		65 点					(評定点計 65.0 点－7.法令遵守等 0 点＝ 65.0 点)																					
所 見(※6)	主任監督員																											
	総括監督員等																											
	検 査 員																											

※1.1～3の評定(±加減点合計)+4、5、6の評定(加点合計)+65点=評定点(65±加減点合計) 評定点計は、四捨五入により少数第1位まで記入する。

※2.工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価にあたっては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員・担当係長等が評価するものとする。

※3.創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4.社会性等の評価では、地域への貢献の観点から加点評価のみとする。

※5.中間検査があった場合:配点比率が50%:50%の場合の例(① ○○点×0.4+② ○○点×0.2+③ ○○点×0.4×50%+④ ○○点×0.4×50%)= ○○点

※6.所見は、特筆すべきことがあった場合に記載する。**また、各考査項目の評価が「d」或いは「e」の場合は必ず記載するものとする。**

また、各考査項目ごとの採点は、検査員に先立ち監督員、総括監督員・担当係長等が記入する。

※7.法令遵守等は、減点評価のみとし、総括監督員・担当係長等が行う。

※8.総合評価技術提案は、総合評価方式の契約義務の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

※9.評定点合計は、四捨五入により整数とする。

細目別評定採点表（林業土木工事編）

工事番号	
工事名	0

 配点比率 中間 **0** % 完成 **100** %

（中間検査を行った時は、中間検査の配点比率を入力）

項 目	細 別	主任監督員	総括監督員・担当係長等	検査員	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 3.3点
	II. 配置技術者	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		中間 0.0 × 0.4 × 0% + 完成 0.0 × 0.4 × 100% + 6.5 = 6.5 点	9.4 / 13点
	II. 工程管理	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	0.0 × 0.2 + 3.2 = 3.2 点		6.1 / 8.1点
	III. 安全対策	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	0.0 × 0.2 + 3.3 = 3.3 点		6.2 / 8.8点
	IV. 対外関係	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	0.0 × 0.4 + 2.8 = 2.8 点		中間 0.0 × 0.4 × 0% + 完成 0.0 × 0.4 × 100% + 6.5 = 6.5 点	9.3 / 14.9点
	II. 品質	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		中間 0.0 × 0.4 × 0% + 完成 0.0 × 0.4 × 100% + 6.5 = 6.5 点	9.4 / 17.4点
	III. 出来ばえ			中間 0.0 × 0.4 × 0% + 完成 0.0 × 0.4 × 100% + 6.5 = 6.5 点	6.5 / 8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		0.0 × 0.2 + 3.3 = 3.3 点		3.3 / 7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		0.0 × 0.2 + 3.2 = 3.2 点		3.2 / 5.2点
7. 法令遵守及び総合評価			0 × 1.0 = 0 点		0 / 100点
評定点合計					65 / 100点

別紙ー1 (1)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。(※施工プロ)とは、施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
		☐ 施工体制が適切である	☐ 施工体制がほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ 施工体制がやや不備である	☐ 施工体制が不備である	
1.	I.	対象	評価	「評価対象項目」			
施 工 体 制	施 工 体 制 一 般	☐	☐	1.作業分担と責任の範囲が、施工体制台帳・施工体系図(下請契約の全てを記載)もしくは施工計画書で確認できる。			☐ 施工体制が不備であり、監督員が 文書により改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・●
		☐	☐	2.コリンズ(CORINS)の登録申請(請負金額500万円以上)は、監督員の確認を受けた上で契約締結後等の10日以内に行われている。(※施工プロ)			
		☐	☐	3.「建退共制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。(※施工プロ)			
		☐	☐	4.施工体制台帳・施工体系図(下請契約の全てを記載)が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ)			
		☐	☐	5.「建設業許可証」の標識を公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ)			
		☐	☐	6.「労災保険関係成立票」の標識を公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ)			
		☐	☐	7.法定外の労災保険に加入し、その証券又はそれに代わるものの写しを監督員に提出した。また、契約期間が工期を満たしている。(※施工プロ)			
		☐	☐	8.「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。			
		☐	☐	9.その他(理由:)			
		評価値(0)%＝ 評価項目数(0)／対象項目数(0)×100 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……b 評価値が60%以上～80%未満……c 評価値が60%未満……………d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。					

別紙ー1 (2)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。(※施工プロ)とは、施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

(監 督 員)

考査項目	細別	a		b		c		d		e	
		☐ 技術者が適切に配置されている		☐ 技術者がほぼ適切に配置されている		☐ 他の事項に該当しない		☐ 技術者の配置がやや不備である		☐ 技術者の配置が不備である	
1. 施工体制	II. 技術者へ現場代理人等	対象	評価	「評価対象項目」							
		☐	☐	1.現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、工事全体の把握ができています。(※施工プロ)						☐ 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員から文書により改善指示を行った。	
		☐	☐	2.現場代理人として、監督員との連絡調整を「連絡」を除き書面で行っている。(※施工プロ)							
		☐	☐	3.現場代理人は、受注者の現場代理人への委任事項について適切に処理をしている。(約款第12条)(※施工プロ)							
		☐	☐	4.作業主任者を選任し配置している。(※施工プロ)						☐ 専門技術者が配置されていない。	
		☐	☐	5.主任(監理)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(※施工プロ)							
		☐	☐	6.契約書・設計図書・指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。						上記の1項目に該当すれば・・・d	
		☐	☐	7.設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。(※施工プロ)						上記の2項目に該当すれば・・・e	
		☐	☐	8.異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、その図表を現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ)							
		☐	☐	9.工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し提出又は提示している。							
		☐	☐	10.下請負人指導責任者を配置し、下請負人の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。(※施工プロ)							
		☐	☐	11.海岸工事等において潜水作業従事者を適正に配置している。(※施工プロ)							
		☐	☐	12.海岸工事等において海上起重作業船団長を配置している。(※施工プロ)							
		☐	☐	13.「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。							
		☐	☐	14.その他(理由:)							
				評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上～90%未満…b 評価値が60%以上～80%未満…c 評価値が60%未満……………d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。 ただし、 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価にはしない。 (安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主管課長が判定する。) 事故の発生 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 安全対策がほぼ適切であった。[b評価: +1.5点] ☐ 安全対策が他の事項(b、d、e)に該当しない。[c評価: ±0点] ☐ 安全対策がやや不備であった。[d評価: -5点] ☐ 安全対策が不備であった。[e評価: -10点]							

(監督員)

審査項目	細別	a		b		c		d		e	
		☐ 施工管理が適切である		☐ 施工管理がほぼ適切である		☐ 他の事項に該当しない		☐ 施工管理がやや不備である		☐ 施工管理が不備である	
2. 施工状況	I. 施工管理	対象	評価	「評価対象項目」							
		☐	☐	1.約款第18条第1項(1)から(4)に基づく設計図書の照査が行われている。(※施工プロ)							
		☐	☐	2.施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。(※施工プロ)							
		☐	☐	3.施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものである。(※施工プロ)							
		☐	☐	4.日常の出来形管理が、施工計画書等に基づき、適時・的確に行われている。(※施工プロ)							
		☐	☐	5.日常の品質管理が、施工計画書等に基づき、適時・的確に行われている。(※施工プロ)							
		☐	☐	6.工事提出書類と提示書類がきちんと区別され、提出書類が簡潔で必要以上に作成されていない。(※施工プロ)							
		☐	☐	7.現場内での整理整頓が日常的になされている。							
		☐	☐	8.工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。(※施工プロ)							
		☐	☐	9.工事材料を品質に影響がないように保管している。(※施工プロ)							
		☐	☐	10.立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。(※施工プロ)							
		☐	☐	11.建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。(※施工プロ)							
		☐	☐	12.工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。(※施工プロ)							
		☐	☐	13.「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。							
☐	☐	14.その他(理由:)									
評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上～90%未満...b 評価値が60%以上～80%未満...c 評価値が60%未満.....d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。											
☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ☐ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 ☐ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 上記の1項目に該当すれば...d 上記の2項目以上該当すれば...e											

(監督員)

審査項目	細別			a	b	c	d	e
				☐ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である
2. 施工状況	II. 工程管理	対象	評価	「評価対象項目」				
		☐	☐	1.実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。(※施工プロ)				
		☐	☐	2.現場条件や設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。(※施工プロ)				
		☐	☐	3.時間制限・片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。				
		☐	☐	4.工事の進捗を早めるための取り組み(材料、工法、作業工程などの見直し)を行っている。(工期短縮の取り組みが不要な場合、削除)				
		☐	☐	5.施工計画書に定められた休日予定のとおり休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。				
		☐	☐	6.「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。				
		☐	☐	7.その他(理由:)				
				評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上～90%未満…b 評価値が60%以上～80%未満…c 評価値が60%未満……………d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。				
				☐ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。 (但し、改善指示による場合を除く) 上記に該当すれば…e ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 上記に該当すれば…d				

別紙ー1 (5)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。(※施工プロ)とは、施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

(監 督 員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		☐ 安全対策を適切に行った	☐ 安全対策をほぼ適切に行った	☐ 他の事項に該当しない	☐ 安全対策がやや不備であった	☐ 安全対策が不備であった
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	対象 評価 「評価対象項目」 ☐ ☐ 1.新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ) ☐ ☐ 2.安全教育・訓練等を4時間/月以上適時・的確に実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ☐ ☐ 3.安全パトロール巡視・安全ミーティング(KY等)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ☐ ☐ 4.店社パトロールを適宜実施し、記録が整備されている。(※施工プロ) ☐ ☐ 5.災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。(※施工プロ) ☐ ☐ 6.各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告をしている。(※施工プロ) ☐ ☐ 7.使用機械・車両等の点検整備等がなされ管理されている。(※施工プロ) ☐ ☐ 8.重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(※施工プロ) ☐ ☐ 9.地下埋設物及び架空線等に関する事故防止措置が実施されている。(※施工プロ) ☐ ☐ 10.仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(※施工プロ) ☐ ☐ 11.工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ) ☐ ☐ 12.「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ ☐ 13.その他(理由:) 評価値(0)%= 評価項目数(0)/対象項目数(0)×100 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上～90%未満…b 評価値が60%以上～80%未満…c 評価値が60%未満……………d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	☐ 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害を受けた。 上記に該当すれば…e ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。 上記に該当すれば…d			

安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。
 (安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた林業土木工事検査監が判定する。)

				ただし、 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価にはしない。 (安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主管課長が判定する。) 事故の発生 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 安全対策をほぼ適切に行った。[b評価: +1点] ☐ 安全対策が他の事項(b、d、e)に該当しない。[c評価: ±0点] ☐ 安全対策がやや不備であった。[d評価: -5点] ☐ 安全対策が不備であった。[e評価: -10点]	
--	--	--	--	---	--

(監督員)

考査項目	細別	a		b		c		d		e	
		☐ 対外関係が適切であった		☐ 対外関係がほぼ適切であった		☐ 他の事項に該当しない		☐ 対外関係がやや不備であった		☐ 対外関係が不備であった	
2. 施工状況	IV. 対外関係	対象	評価	「評価対象項目」							
		☐	☐	1.関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ)						☐ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。	
		☐	☐	2.地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ)							
		☐	☐	3.第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。(※施工プロ)						上記に該当すれば・・・e	
		☐	☐	4.関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。(※施工プロ)							
		☐	☐	5.工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。							
		☐	☐	6.「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。						☐ 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。	
		☐	☐	7.その他(理 由:)							
				評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上～90%未満…b 評価値が60%以上～80%未満…c 評価値が60%未満……………d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。						関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 上記の1項目に該当すれば・・・d	

別紙－1 (7)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」:評価する項目の□にレマークを記入する。

(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
		☐ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記の2項目がすべて該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－4参照	☐ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記の2項目がすべて該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－4参照	☐ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 ① 林業土木工事	☐ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 ☐ 出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。		☐ 1.出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。 ☐ 2.出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。 ☐ 3.出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、1及び2に該当しない。 ※ばらつきは、測定項目が10点以上の場合のみ評価。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状・寸法である。 ③ 出来形管理とは、「林業土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき、所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ☐ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。		☐ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記に該当すれば・・・d	☐ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 上記に該当すれば・・・e

別紙－1 (8)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」:評価する項目の□にレマークを記入する。

(監督員)

考査項目	細別	a ☐ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内であり下記項目が該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－4参照	b ☐ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内であり下記項目が該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－4参照	c ☐ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	d ☐ 品質関係の試験結果が、規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	e ☐ 品質関係の試験結果が、規格値・試験基準を満足せず品質が劣る。
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 ① 林業土木工事	☐ 品質管理基準で必要とされる管理項目をすべて管理している。 ☐ 1.品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 ☐ 2.品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足するが、ばらついている。 ☐ 3.品質関係の試験結果が試験基準を満足し、1及び2に該当しない。 ※ばらつきは、測定項目が10点以上の場合のみ評価。 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「林業土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ☐ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。			☐ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記に該当すれば・・・d	☐ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 上記に該当すれば・・・e

別紙－１（９）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。

(監督員)

審査項目	細別	1. 創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)	
5. 創意工夫への軽微なものへの評価	I. 【施工】	☐ 1. 施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫	☐	☐			☐ (	
		☐ 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法等の工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 5. 設備工事における加工・組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止・配管のつなぎ等に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 9. 運搬車両・施工機械等に関する工夫		☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 10. 支保工・型枠工・足場工・仮橋・覆工板・山留め等の仮設工関係に関する工夫		☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 11. 盛土の締固度・杭の施工高さ等の管理に関する工夫		☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 12. 施工計画書の作成・写真の管理等に関する工夫		☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 13. 出来形又は品質の計測・集計・管理図等に関する工夫		☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 14. 施工管理ソフト・土量管理システム等の活用に関する工夫		☐	☐	☐	☐ (	
	【新技術活用】	☐ 1. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 (※本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする)	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		【品質】	☐ 1. 土工・設備・電気の品質向上に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (
			☐ 2. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形、品質等)	☐	☐	☐	☐	☐ (
			☐ 3. 鉄筋・PCケーブル・コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (
			☐ 4. 配筋、溶接作業等に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (
		【安全衛生関係】	☐ 1. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫 (落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)	☐		☐	☐	☐ (
			☐ 2. 安全教育、技術向上講習会、安全・ハットロール等に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (
			☐ 3. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (
			☐ 4. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (
			☐ 5. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通の安全確保に関する工夫	☐	☐	☐	☐	☐ (
	☐ 6. 作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫		☐	☐	☐	☐	☐ (	
	☐ 7. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への負荷軽減の工夫		☐	☐	☐	☐	☐ (	
	【その他】	☐ 1. (	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		☐ 2. 週休2日取得モデル工事(現場閉所)において、月単位の週休2日を達成している。(※本項目は1点の加点とする。)	☐	☐	☐	☐	☐ (	
	【ICT活用】	☐ 1. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事(簡易型ICT可とする)。	☐	☐	☐	☐	☐ (	
		(※本項目は受注者選択型、発注者指定型を問わず2点の加点とする。)						
	記述評価	評価: 0 点	【創意工夫の詳細】					
	【「□」が「■」に反転したキーワード項目について 評価内容を詳細記述】	特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 1項目1点を目安とし、加点は＋7点～0点の範囲とする。 該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。						

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。評価に当たって、その効果を確認する。

※2. 評価は、各項目において「■」に反転したら、1, 2, 3, 4点で評価し、最大7点の加点評価とする。週休2日(4週8休相当)取得で追加加点があった場合でも最大は7点とする。

※3. 該当するキーワード数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、「その他」に内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙－2 (1)

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」: 該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員・担当係長等)

調査項目	細別	a	b	c	d	e
		☐ 工程管理が非常に優れている	☐ 工程管理がやや優れている	☒ 他の事項に該当しない場合	☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である
2. 施工状況	II. 工程管理	「評価対象項目」 ☐ 1.当該工事において、施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。 ☐ 工期の1割以上の余裕をもって完了させた。 ☐ 雪等の気象条件を考慮し、完成検査を前提とした臨時検査等が適切でかつ現場確認が可能なように工程に配慮がある。 ☐ 社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 2.隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。 ☐ 調整区間2つ以上、調整回数2回以上。(運搬路の利用調整など) ☐ 工事調整が工程短縮の要因となった。(調整区間・回数が1回) ☐ 3.地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。 ☐ 道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を2回以上行った。 ☐ 4.代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 ☐ 地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情がなかった。 ☐ 5.配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ 工程に空き、無駄がなかった。 ☐ 資材搬入の時期と使用時期にずれがなかった。 ☐ 現場代理人の指示が作業員に正確に伝わっている。 ☐ 施工計画書に定めた休日作業のとおり、休日確保を行うことに加え、他の模範となるような取り組みを実施した。			☐ 自主的な工程管理がなされず、主任監督員と協議の上で改善指示の文書を出した。 上記に該当すれば・・・d	☐ 受注者の責により工期内に工事が完成しなかった。 上記に該当すれば・・・e

	☐ 6.「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について指摘事項がない。 ☐ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ 7.その他 ☐ (理由:) (採点指標) ※複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当すれば評価(□にレマークを記入)する。 ※評価項目が4項目以上・・・a 2項目以上・・・b その他・・・c(評価項目がなくとも、工期内に工事を完成)		
--	--	--	--

(総括監督員・担当係長等)

調査項目	細別	a	b	c	d	e
		☐ 安全対策が非常に優れている	☐ 安全対策がやや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 安全対策がやや不備である	☐ 安全対策が不備である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	「評価対象項目」 ☐ 1.建設労働災害・公衆災害の防止への努力が認められる。 ☐ 当該工事における建設労働災害、公衆災害の危険性を承知している。 ☐ 災害に対する防止対策が十分である。 ☐ 2.安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 会社全体で組織的に取り組んでいて、現場との連携がとれている。 ☐ 現場に安全組織表が掲載され、担当者とその職務が明確になっている。 (統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者) ☐ 3.安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる ☐ 独自性がある。(現場条件に適した独自の安全管理を実施している) ☐ 低コストで、他の工事等への汎用が可能である。 ☐ 4.安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 ☐ 協議会の幹事等の役員として、1回／月以上積極的に活動している。 ☐ その都度の開催の目的意識が明確化されている。 ☐ 5.安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 ☐ 誘導員の適切な交通誘導や案内対応が良い。 ☐ 地域住民等から安全に関する苦情・トラブルがない。 ☐ 6.「施工プロセス」チェックのうち、安全対策について指摘事項がない。 ☐ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。			☐ 安全対策上、安全対策が不備により事故(もらい事故や交通事故は除く)が発生した。 上記に該当すれば・・・d	☐ 安全対策上、安全対策が不備により事故(もらい事故や交通事故は除く)が発生し、処分を受けた。 上記に該当すれば・・・e

☐ 7.その他

☐ (理由:

(採点指標)

※複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当すれば評価(□にレマークを記入)する。

※評価項目が5項目以上・・・a 3項目以上・・・b その他・・・c

☐ ☐ パトロールや現場監督等で安全対策上の指導があり、速やかな改善が図れない場合・・・c評価

ただし、

安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価にはしない。

(安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主管課長が判定する。)

事故の発生 ☐ 有 ☐ 無

☐ 安全対策がやや優れている。[b評価: +7.5点]

☐ 安全対策が他の事項(b、d、e)に該当しない。[c評価: ±0点]

☐ 安全対策がやや不備である。[d評価: -7.5点]

☐ 安全対策が不備である。[e評価: -15点]

(総括監督員・担当係長等)

審査項目	細別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	【構造物の特性への対応】 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他(理由: _____) ※上記の対応事項に1つ以上「☒」となれば4点の加点とする。	(1)について) ☐ 切土の土工量:5万m³以上 ☐ 盛土の土工量:5万m³以上 ☐ 護岸・築堤の平均高さ:8m以上 ☐ トンネル(シールド)の直径:8m以上 ☐ ダム用水門の設計水深:25m以上 ☐ 樋門又は樋管の内空断面積:15m²以上 ☐ 揚排水機場の吐出管径:2000mm以上 ☐ 堰又は水門の最大径間長:25m以上 ☐ 堰又は水門の径間数:3径間以上 ☐ 堰又は水門の扉体面積:50m²/門以上 ☐ トンネル(開削工法)の掘削深さ:20m以上 ☐ トンネル(NATM)の内空断面積:20m²以上 ☐ トンネル(沈埋工法)の内空断面積:300m²以上 ☐ 地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上(施工ブロック) ☐ 浚渫工の浚渫土量:100万m³以上 ☐ 流路工の計画高水流量:500m³以上 ☐ 治山ダムの堤高:15m以上 ☐ 山腹工施工面積:1ha以上 ☐ 集水井の長さ(深さ):30m以上 ☐ 転流トンネルの流下能力:400m³/s以上 ☐ 橋梁下部工の高さ:15m以上 ☐ 橋梁上部工の最大支間長:30m以上 ☐ 林道開設延長:1,500m以上 (2)について) ☐ 治山工事などにおいて、現地あわせに基づいて再検討が必要な工事。(種別の変更・基礎工事の追加等) ☐ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ☐ 供用中の道路トンネルの拡幅工事 (3)について) ☐ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ☐ その他、技術固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ☐ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事
	① 林業土木工事	【都市部等の作業環境、社会条件等への対応】 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	(4)について) ☐ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ☐ 市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ☐ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事

- ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事
- ☐ 8.事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事
- ☐ 9.施工個所が広範囲にわたる工事
- ☐ 10.その他(理由:)

※上記の対応事項に1つ以上「☒」となれば6点の加点とする。

(5について)

- ☐ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事
- ☐ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事
- ☐ ほかの各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事

(6について)

- ☐ 市街地での夜間工事
- ☐ DID地区での工事

(7について)

- ☐ 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事
- ☐ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事
- ☐ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制標識の設置撤去を日々行った工事

(8について)

- ☐ 事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の対策が求められる工事。

(9について)

- ☐ 作業範囲が広範囲に分布している工事

(10について)

- ☐ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事
- ☐ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事

【厳しい自然・地盤条件への対応】

- ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事
- ☐ 12.雨・雷・風・気温等の自然条件の影響が大きな工事
- ☐ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
- ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
- ☐ 15.維持修繕工事等で地元調整等の手間がかかる工事
- ☐ 16.その他(理由:)

(11について)

- ☐ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事
- ☐ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事
- ☐ 集水井工事において、地形条件や地質状況、推理地質状況等が施工に厳しく、ボーリング・ヒービング、井壁の崩壊などが発生した事故
- ☐ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事

(12について)

- ☐ 海岸又は河川区域内の工事のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事

※上記の対応事項に1つ以上「■」となれば4点の加点とする。

【長期工事における安全確保への対応】

- ☐ 17.12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事
(全面・一時中止期間は除く)

※但し、文書注意に至らない事故は除く

- ☐ 18.その他(理由:)

※上記の対応事項に1つ以上「■」となれば6点の加点とする。

- ☐ 潜水夫を多用した工事又は波浪等の水位変動が大きいため、作業台等を設置した工事

(13)について

- ☐ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)
- ☐ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策・山腹崩壊対策等の安全対策を必要とする工事
- ☐ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事
- ☐ 山林砂防工が適用となる箇所(勾配概ね30%以上・100m以上のケーブルクレーン架設・コンクリートの現場練り等)の工事
- ☐ 被災箇所における二次災害の危険に対する注意が必要とされる工事。

(14)について

- ☐ イヌワシ等の猛禽類など貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事

(15)について

- ☐ 地元説明会を複数回開催したり個別に住民の意向確認をするなど、工事規模に比して手間のかかる工事。

(16)について

- ☐ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事
- ☐ その他、災害時における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
- ☐ その他、酸素欠乏危険作業への対応が必要であった工事

(17)について

- ☐ 12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事
(全面・一時中止期間は除く)
- ※但し、文書注意に至らない事故は除く

(18)について

- ☐ その他

評価

評点: 0 点

※1.工事特性が、最大20点の加点評価とする。

※2.主任監督員が評価する、「5.創意工夫」との二重評価はしない。

※3.評価に当たっては、主任監督員等の意見も参考にする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」: 該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員・担当係長等)

審査項目	細別	a	a'	b	b'	c
		☐ 貢献が非常に優れている	☐ bより貢献が優れている	☐ 貢献がやや優れている	☐ cより貢献が優れている	☐ 他の事項に該当しない場合
6. 社会性等への貢献等	I. 地域への貢献等	「評価対象項目」 ☐ 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 主体的に取り組んだ。 ☐ 地域の活動に積極的に参加した。 ☐ 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 主体的に取り組んだ。 ☐ 地域と合同で取り組んだ。 ☐ 3. 定期的に広報紙や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 主体的に取り組んだ。 ☐ 地域と合同で取り組んだ。 ☐ 4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 主体的に取り組んだ。 ☐ 地域と合同で取り組んだ。 ☐ 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 主体的に取り組んだ。 ☐ 地域と合同で取り組んだ。 ☐ 6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 主体的に取り組んだ。 ☐ 地域と合同で取り組んだ。 ☐ 7. その他(理由:) ☐ 現場の交通体制を地域住民に周知していた。 ☐ 通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。 ☐ 休止中及び中止期間中の対応が適切だった。(現場代理人が定期的に監視していた。)				

- ☐ リサイクル材料を使用した建設資材を使用し、循環型社会の形成に努めた。
- ☐ 地域産材を積極的に利活用した。

(採点指標)

※地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。(該当工事以外の貢献は評価の対象としない)

※地域産材とは、当該工事を所管する市内で生産された材とする。

※複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当すれば評価(□にレマークを記入)する。

※評価項目が4項目以上・・・a、3項目以上・・・a'、2項目以上・・・b、1項目以上・・・b'、その他・・・c(別紙ー6提出のないものを含む)

☐ ☐ 但し、別紙ー6の提出内容により主体性、具体性等を前提にすることから提出がない場合・・・c評価

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」:該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員・担当係長等)

審査項目																			
7. 法令遵守等	<table><tr><th>措置内容</th><th>点数</th></tr><tr><td>☐ 1.指名停止3ヶ月以上</td><td>－ 20 点</td></tr><tr><td>☐ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－ 15 点</td></tr><tr><td>☐ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－ 13 点</td></tr><tr><td>☐ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－ 10 点</td></tr><tr><td>☐ 5.文書注意相当(文書警告・文書注意)</td><td>－ 8 点</td></tr><tr><td>☐ 6.口頭注意</td><td>－ 5 点</td></tr><tr><td>☐ 7.安全管理が適切でなく事故が発生したが口頭注意以上の処分がなかった。</td><td>－ 3 点</td></tr><tr><td>☐ 8.その他</td><td>－ 点</td></tr></table>	措置内容	点数	☐ 1.指名停止3ヶ月以上	－ 20 点	☐ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点	☐ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点	☐ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点	☐ 5.文書注意相当(文書警告・文書注意)	－ 8 点	☐ 6.口頭注意	－ 5 点	☐ 7.安全管理が適切でなく事故が発生したが口頭注意以上の処分がなかった。	－ 3 点	☐ 8.その他	－ 点
	措置内容	点数																	
	☐ 1.指名停止3ヶ月以上	－ 20 点																	
	☐ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点																	
	☐ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点																	
	☐ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点																	
	☐ 5.文書注意相当(文書警告・文書注意)	－ 8 点																	
	☐ 6.口頭注意	－ 5 点																	
	☐ 7.安全管理が適切でなく事故が発生したが口頭注意以上の処分がなかった。	－ 3 点																	
	☐ 8.その他	－ 点																	
☐ 該当項目なし																			
※1. 工事の施工にあたり、当該工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適応する。(適応事例がない場合は、該当なし) ※2. 竣工検査後に処分が出た場合は、速やかに評定を修正する。(南魚沼市建設工事成績評定規程 第7条による) 【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札時に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2.承諾なしに権利譲渡等を第三者に譲渡又は承継を行った。 3.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 4.当該工事関係者が贈収賄により逮捕又は公訴された。 5.建設業法に違反する事実が判明した。 例)一括下請け、技術者の専任違反等 6.使用人等に関する労働基準法及び入国管理法に違反する事実が判明し、送検等された。 7.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日に行っていない。或いは不当に下請代金を減じている。或いはそれに類する行為がある。 8.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 9.受注企業の社員に「指定暴力団」或いは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に属する構成員・準構成員・企業舎弟・暴力団関係者がいることが判明した。 10.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。或いは暴力団対策法第9条に記されている、砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の購入・土木作業員やガードマンの受け入れ・土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 11.施工体制台帳・施工体系図が不備で監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。																			

	12.安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 13.明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった。 (安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主管課長が判定する。)
8. 総合評価 技術提案	※技術提案の履行が確認できない場合は、工事成績評定表で不履行を選択し、「7.法令遵守等 8.その他」の項目で工事成績評定点の減点を行う。

「施工プロセス」のチェックリスト（総括監督員）（林業土木工事編）

1. 工事名 0

工事主管課： 0

2. 工事期間 令和 -88 年 1 月 0 日 ~ 令和 -88 年 1 月 0 日 3. 受注者： 0

総括監督員： 0

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、発注者として特に施工上必要な工程・安全管理について適切に施工されているかを総括監督員が確認する。

② チェック欄では、**机上での書類・写真等での確認**もしくは**現場確認**等により、その内容がOKであれば口欄にレマーク入れ、記入欄に確認項目を記録し、そこに指示事項や是正状況を記入する。

③ 用語の定義 契約後：当初契約後 変更後：工期内に行う契約変更後

検査項目	種別	確認時期	確認項目	確認資料	記入（確認）内容	チェック欄	記 入 欄
Ⅰ 施 工 管 理	工程（必要に応じて回数を増やす）	契約時	・ 提出日	工程表（※1-1）	・ 工程計画のポイント（自然条件・社会条件などの外的条件に対し）	☐	
			・ 提出内容		・ 条件明示に対する対応（占用物・未買収地・関連工事・協議団体など）		
			・ 工程阻害項目		・ 工程等の阻害要因（支障物件・関連工事など）	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
		1回目 ☐ 中間時 ☐ 繰越時 ☐ 中止解除時	・ 変更項目	工程表（※1-2）	・ 変更内容		
			・ 変更工程について		・ 工期内完了の目途		
			・ 工程阻害項目		・ 工程等の阻害要因		
					・ 関連工事及び隣接工事の調整課題		
					・ 週休二日の履行状況	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
		2回目 ☐ 中間時 ☐ 繰越時 ☐ 中止解除時	（同 上）	（同 上）	（同 上）	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
		3回目 ☐ 中間時 ☐ 繰越時 ☐ 中止解除時	（同 上）	（同 上）	（同 上）	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
	確認・検査（出来高・段階・臨時は適宜欄を増やす）	施工時適宜	・ 出来形割合	検査対象の資料（※1-3）	・ 出来高割合		
					・ 進捗度合（工程上、遅いか早いか）	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
		施工時適宜	・ 段階確認項目	検査対象の資料（※1-4）	・ 段階確認項目		
					・ 対象項目の良し悪し（内容は、仕様書による）	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
		施工時適宜	・ 臨時検査項目	検査対象の資料（※1-5）	・ 臨時検査の必要性は		
			・ 検査結果		・ 臨時確認項目		
					・ 検査対象の良し悪し（内容は、仕様書による）	☐	（チェック日（令和 年 月 日））
		施工時適宜	・ 中間検査項目	検査対象の資料（※1-5）	・ 中間検査の必要性は		
			・ 検査結果		・ 中間確認項目		
					・ 検査対象の良し悪し（内容は、仕様書による）	☐	（チェック日（令和 年 月 日））
		施工時適宜	・ 中間検査項目	検査対象の資料	・ 中間検査の対象工事が否か		
			・ 検査結果		・ 中間確認項目		
					・ 検査対象の良し悪し（内容は、仕様書による）	☐	（チェック日（令和 年 月 日））
Ⅱ 安 全 管 理	体制	契約時	・ 体 制	施工計画書（※2-1）	・ 体制		
					・ 役割分担		
					・ 協議会等の組織内容	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
	契約時	・ 緊急連絡網	施工計画書（※2-2）	・ 緊急連絡網		☐	（チェック日（令和 年 月 日）

災害	施工計画書等提出時 及び（工法）変更時	・労働災害	施工計画書 （※２－３）	・建設事故起因項目 （自然災害）の項目で どの作業時 どういった（事前調査点検）確認項目	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
	施工計画書等提出時 及び（工法）変更時	・公衆災害	施工計画書 （※２－４）	・公衆災害起因項目 （公衆災害）の項目で どの作業時 どういった（事前調査点検）確認項目	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
教育 ・ 点 検	施工計画書等提出時 及び（工法）変更時	・安全教育計画	施工計画書 （※２－５）	・安全教育内容	☐	（チェック日（令和 年 月 日）
	（月 別） 現場着手時点 ３ヶ月経過状況時 以降６ヶ月経過状況	・ＫＹ活動状況 ・交通安全施設等 の状況	実施報告書 （※２－６）	・ＫＹ活動の内容 ・交通誘導員などの交通安全施設の配置確認	☐	（チェック日（着工時の令和 年 月 日）） ☐ （チェック日（着工３ヶ月後の令和 年 月 日）） （工期が実質３ヶ月未満であれば、２回目以降なし） ☐ （チェック日（着工９ヶ月後の令和 年 月 日）） （工期が実質９ヶ月未満であれば、３回目以降なし） ☐ （チェック日（着工１年３ヶ月後の令和 年 月 日）） （工期が実質１年３ヶ月未満であれば、４回目以降なし） ☐ （チェック日（着工１年９ヶ月後の令和 年 月 日）） （工期が実質１年９ヶ月未満であれば、５回目以降なし）
	（新規入場） 現場入工時	・新規入場者教育	実施報告書 （※２－７）	・新規入場者教育の内容確認 最初の主工事	☐	（チェック日（着工５ヶ月後の令和 年 月 日））（下請けがなければ、記載不要）
	（ ）番目の 新規入場			（ ）番目の主工事	☐	（チェック日（着工８ヶ月後の令和 年 月 日））（下請けがなければ、記載不要）

- ※１－１ 契約締結の日から起算して７日以内に、提出された工程表の内容について（約款第４条）確認する。
なお、工程表の提出された**工程表**が標準工期とかけ離れている場合は、再度の提出時に確認する。
条件明示に対する対応及び工程上の阻害要因について記入欄に、具体的に明記し、その対応等も聞き取りのうえ記入する。
- ※１－２ 進捗状況の確認及び遅延状況のバックアップ等について。
中止期間が１ヶ月以上におよぶ場合は**確認**対象である。
指示（契約）内容で工法の変更、工事量の変更（増）の場合も**確認**対象である。但し、工事完了で設計変更のための中止解除後のものは不要。
工程上の阻害要因について、記入欄に具体的に明記し、対応等も聞き取りのうえ記入する。
協議会等の工程調整会議に積極的に参加しているか、その際の調整課題などを聞き取りのうえ記入する。
- ※１－３ 主任監督員の資料を基に確認する。
- ※１－４ 主たる工程を決めて、現地立会のうえ確認する。（工程にもよるが、概ね２回程度/１工事を目標とする）
- ※１－５ 臨時検査項目をはじめ、**完成**時に不可視状態になる工種については、事前に判断し、適切に受検の対応など。予定日等の徹底
その他、自然条件（降雪・風浪）等で**完成**前に検査を受ける必要があるかどうかを判断し、受検の対応など。予定日等の徹底
- ※１－６ 契約工期はもとより、その他要因により早期に実施が必要かを決めて、受検。
完了検査前の確認で主任監督員の指導を兼ね、気の付いたことを記入する。（社内検査の状況を参考に）
- ※２－１ 元請責任者等の確認及び安全活動の計画等。
現場代理人の補佐的な代理人を決めているかなど。
作業主任者は、だれ、作業分担が明確化されているか。
施工体系図をはじめ、協議会の運営及び総括安全衛生管理義務者などについて記入する。
- ※２－２ 連絡体制及び安全管理責任者等の体系図の整備状況について記入する。
- ※２－３ 施工計画書提出時及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載する。
受注者からの具体的な聞き取りで確認する。（例）護岸工事の場合：雨量と危険退避水位の関係など
変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入する。
- ※２－４ 施工計画書提出時及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載する。
受注者からの具体的な聞き取りで確認する。（例）使用重機と架空線の関係など、地下埋設物の事前調査について
変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入する。
- ※２－５ 項目、頻度、具体的実施内容が整合しているかなど
- ※２－６ 請負業者に実施状況（施工計画書）の資料の提示を求め、確認する。
着手後、３ヶ月経過後に経過状況とＫＹ実施状況を確認し、確認サインを記す。
それ以降は、１回/６ヶ月程度の割合で実施する。
経過月は、実質工期で判断する（中止期間等を除いたもの）
現場着手時間が１回目、３ヶ月後が２回目、９ヶ月後が３回目、回数に応じて、行を増やすが、実質工期が３ヶ月未満であれば２回目以降なし。
- ※２－７ 元請業者の指導内容、実施状況を確認し確認サインを記す。
概ね、２回程度/工事で、１回目は最初の下請け入場時、２回目は**残り**の主たる下請け入場時とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」: 対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(検 査 員)

考査項目	細別	a		b		c		d		e	
		☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理がやや優れている	☐ 施工管理が適切である	☐ 施工管理がやや不備である	☐ 施工管理が不備である					
2. 施工状況	I. 施工管理 (完成)	対象	評価	「評価対象項目」							
		☐	☐	1. 施工前の設計図書の照査、工事測量等を行っていることが確認できる。						☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により手直し指示を行った。	
		☐	☐	施工前に行う設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を監督員に報告している。また事実がある場合は、確認できる資料を提出し、確認を求めている。							
		☐	☐	工事着手後速やかに行う測量を実施し、その結果を監督員に提出している。(工事測量が不要な場合は本チェック項目を削除)							
		☐	☐	架空線等上空施設、地下埋設物等の現地調査を行い、その結果を監督員に提出している。(現地調査が不要な場合は本チェック項目を削除)						☐ 契約図書に基づき施工上の義務につき、検査員より指示を行った。	
		☐	☐	ICT活用の照査が実施され、その結果を特記仕様書に基づき書面で監督員に協議又は報告している。(ICT活用試行対象工事以外は本チェック項目を削除)							
		☐	☐	2. 施工計画書が工事着手前に提出され、設計図書の内容及び現場条件を反映したものになっていることが確認できる。							
		☐	☐	施工計画書に所定の項目が記載され、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出されている。							
		☐	☐	設計図書の条件明示を確実に反映した施工計画書になっている。							
		☐	☐	施工計画が現場状況(地形、地質、周辺環境、交通量等)を反映した具体的な内容となっている。						上記1項目に該当すれば・・・d	
		☐	☐	安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。						上記2項目に該当すれば・・・e	
		☐	☐	施工計画書に変更があった場合、当該工事着手前に監督員に変更施工計画書が提出されている。							
		☐	☐	3. 現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。							
		☐	☐	KY日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。							
		☐	☐	施工計画書の現場組織表で現場責任者が明記されている。							
		☐	☐	施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者・作業主任者等が明記されている。							
		☐	☐	4. 下請に関する手続き等が適切に行われ施工されていることが確認できる。							
		☐	☐	施工体制台帳及び施工体系図又は地域保全型工事では施工体系図が作成され、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出されている。							
		☐	☐	施工体制台帳の記載事項は適正に記入されており、添付が必要な書類も全て提出されている。							
		☐	☐	施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に提示されている。							
☐	☐	施工体制台帳及び施工体系図に変更がある毎に、監督員に提出されている。									
☐	☐	下請負人に対する引き取り(完成)検査を実施していることが確認できる。(すべて一次下請け)									
☐	☐	下請負人に対する当初契約、変更契約が適切になされていることが確認できる。									

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|--|
| ☐ | ☐ | 5.立会確認の手続きが事前になされていることが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 立会確認が適切に実施されたことが、書面で確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 段階確認について、林業土木工事監督要領及び林業土木工事監督技術基準により、事前に段階確認願(工種、細別、確認時期)が書面で監督員に提出されている。 |
| ☐ | ☐ | 段階確認が適切に実施され、工程表と整合する。 |
| ☐ | ☐ | 臨時検査が適切に実施され、工程表と整合する。 |
| ☐ | ☐ | 6. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。(様式6-(1)(2)の提出がある場合、評価の対象とする) |
| ☐ | ☐ | 材料(質)のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫がある。 |
| ☐ | ☐ | 7. 工事の関係書類を過不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 電子納品媒体の内容が問題なく作成されていることを確認し、その結果を「電子納品に関わるチェックリスト」(電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】巻末資料)の「納品時チェック」欄に記載している。 |
| ☐ | ☐ | 提出が必要な工事資料が、総括表により電子納品・紙納品に区別され、不足なく提出されている。 |
| ☐ | ☐ | 工事書類簡素化の趣旨に則り、不要な資料の提出、電子と紙の二重提出がない。 |
| | | (提出書類と提示書類がきちんと区別整理され、工事書類簡素化マニュアル記載資料以外の提出がない。) |
| ☐ | ☐ | 法的な手続きが必要なものに提出の漏れがない。(休日・祝日作業、道路使用、労働基準監督署への提出書類など)整備資料でチェックする。 |
| ☐ | ☐ | キャリブレーションの必要な機器は、その成績結果表が添付されている。 |
| ☐ | ☐ | 計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。 |
| | | (例:薬注の注入量、グラウト注入量 該当がない場合は、削除) |
| ☐ | ☐ | 写真帳の撮影箇所にも略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。 |
| | | (電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認出来ること) |
| ☐ | ☐ | 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 |
| ☐ | ☐ | 8.建設副産物の再利用等への取り組みが適切になされている。 |
| ☐ | ☐ | 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が施工計画書に当初から添付され、また工事現場に掲示されている。 |
| ☐ | ☐ | 建設副産物の搬出先(最終処分地又は中間処理地)が当初から計画されている。 |
| ☐ | ☐ | 土砂の搬入・搬出の手続きが適正に行われている。 |
| ☐ | ☐ | 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書が提出されており、数量が確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 産業廃棄物管理票(紙マニフェストまたは電子マニフェスト)が整理され、所要の数量と整合する。 |

☐	☐	産業廃棄物処理を委託する場合、委託契約書の写しが提出されている。
☐	☐	「再資源化等の完了報告書」が再資源化完了後、速やかに提出されている。
☐	☐	9.建設業退職金制度が適切に運用されている。(中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。)
☐	☐	建設業退職金制度に加入している。
☐	☐	掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後40日以内)に提出している。
☐	☐	「建設業退職金共済制度適用事業所工事現場標識」を現場に掲示している。
☐	☐	掛金充当総括表が作成され、制度の履行状況が適切に整理されている。
☐	☐	10.社内の管理基準等が作成され管理している。
☐	☐	管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。
☐	☐	社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。
☐	☐	その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。
☐	☐	その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。
☐	☐	11.品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。(3億円以上の工事及び市長等が必要と認める工事)
☐	☐	品質証明員届が提出されている。
☐	☐	品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、一級土木施工管理技士又は技術士である。
☐	☐	適切な時期に現場の施工実態の確認を実施している。
☐	☐	検査前に工事関係書類等の事前確認を実施している。
☐	☐	品質証明書の書式が指定されたもので、証明者の押印及び受注者の社印がある。
☐	☐	12.工事材料の品質を確保していることが確認できる。
☐	☐	工事に使用する材料名、規格、数量、製造業者名、品質証明等が施工計画書の「主要資材」に適切に記載されている。
☐	☐	工事材料の品質を証明する資料が適切に整備、保管されている。
☐	☐	JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示により、品質証明資料により、品質証明資料等の提出又は提示を省略している。(工事書類の簡略化)
☐	☐	工事材料を品質に影響が無いよう保管している。
☐	☐	指定材料について、監督員の承認を受け、材料確認書が提出されている。
☐	☐	13.その他
☐	☐	(理由:)

チェック着目リストの2／3以上が該当する場合に、評価(□にレマークを記入)する。

評価値(0)%＝ 評価項目数(0)／対象項目数(0)×100

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上～90%未満...b

評価値が60%以上～80%未満...c

評価値が60%未満.....d

※対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」: 対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

調査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形完成	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で下記の「評価対象項目」4項目以上が該当する	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で下記の「評価対象項目」3項目以上が該当する	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で下記の「評価対象項目」3項目以上が該当する	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で下記の「評価対象項目」2項目以上が該当する	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a～b'に該当しない	☐ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。
	① 林業土木工事	☐ 1. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ☐ 2. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 ☐ 3. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、1及び2に該当しない。					☐ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で補修(手直し)指示を行った。 上記に該当すれば・・・●	☐ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記に該当すれば・・・d
		対象	評価	[評価対象項目]				
			☐	1. 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。				
		☐	☐	測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。				
		☐	☐	管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。				
			☐	2. 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。				
		☐	☐	不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。(監督員等が臨場した箇所を除く)				
		☐	☐	完成写真等に不可視部分の参考写真が添付されている。				
				(完成写真では工事内容がわかりにくい場合、不可視部の参考写真が添付されている。例: 基礎工 等) 該当がない場合削除)				

- ☐
- ☐
3. 社内の管理基準等が作成され管理している。
- ☐
- ☐
- 管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。
- ☐
- ☐
- 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の出来形管理の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。
- ☐
- ☐
- その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。
- ☐
- ☐
- その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。

- ☐
4. 写真**管理基準の管理項目**を満足している。
- ☐
- ☐
- 写真管理基準にないものは、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて、当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。
- ☐
- ☐
- 工事写真帳に掲載されている写真が、写真管理基準の撮影項目、撮影頻度(時期)に基づいており、過不足となっていない。**
- ☐
- ☐
- 工事写真が写真管理基準の分類に基づき**整理され、電子媒体へ格納**されている。
- ☐
- ☐
- 工事履行届に添付する「着手前・完成」写真に起終点等の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。**

☐

5. その他

☐

(理由:

チェック着目リストの2／3以上が該当する場合に、評価(□にレマークを記入)する。

- ① 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。
- ② 出来形管理とは「林業土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。
- ③ 出来形管理項目を設定していない工事は「○」評価とする。

☐

出来形管理項目を設定していない工事は「○」評価とする。

別紙－3 (9)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」: 対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。
		品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。(判断基準参照) 【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきの判断は別紙－4参照						
3. 出来形及び出来え	Ⅱ. 品質完成①林業土木工事	対象	評価	「評価対象項目」				
				【共通】				
		☐	☐	1. 施工基面が平滑に仕上がっている。			☐ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。	
		☐	☐	2. 雨水による崩壊が起きないように、排水対策を実施している。			上記に該当すれば・・・e	
		☐	☐	3. 法面に有害なクラックや損傷がない。				
		☐	☐	4. 筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。				
		☐	☐	5. 材料の品質証明書が整理されている。			☐ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	
		☐	☐	6. 二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受け取り、損傷のないもので施工されている。			上記に該当すれば・・・d	
		☐	☐	7. 工事発生土の再利用が積極的に行われ、現場での放置がなく、適切に処理されている。				
				【切土】				
		☐	☐	1. 切土法面において落石等の危険がないように、ゆるんだ転石・岩塊等が除去されている。				
		☐	☐	2. 過掘などによる地盤の強度低下を招かないように施工している。				
				【盛土】				
	①-7	☐	☐	1. 盛土施工前に段切りが適切に行われている。				
	林	☐	☐	2. 締固めを適切な条件で施工している。(巻き出し厚が均一・均等な転圧)				
	道	☐	☐	3. 構造物周辺や狭い箇所は、小型締固め機械により締め固め作業を行っている。				
	工	☐	☐	4. 土羽土の土質が適正である。				
	事	☐	☐	5. 軟弱地盤での盛土施工では、沈下量の測定が適正に実施されている。				
	(							

土 工 事 ・ 路 床 ・ 路 盤 工 ・ 土 留 工 （			【路床・路盤工・路床安定処理】
	☐	☐	1.路床・路盤工のプルフローリングを行っており、沈下等の不具合があった場合は、良質の材料と入れ替えるなどの対策を行っている。
	☐	☐	2.軟弱地盤など路床工にとって不適なものに対し、対応策が取られている。
	☐	☐	3.材料をおろす位置、方法及び材料の敷均しが適正な方法で行われ、材料分離していない。
	☐	☐	4.路床・路盤工の密度管理が適切に行われている。
	☐	☐	5.設計図書に基づき、所定の厚さ管理が行われ、かつ品質管理が実施されている。
	☐	☐	6.構造物とのすり付けが適正に実施され、ゆるんだところがない。
	☐	☐	7.設計図書とおりに施工され、水溜りやキャタピラの跡等がなく、平坦に仕上がっている。
	☐	☐	8.構造物周辺や狭い箇所は、小型締め固め機械により締め固め作業を行っている。
	☐	☐	9.付属構造物との接合部など、路盤面にたわみがない。
	☐	☐	10.路盤材に不適な混合物の混入防止が図られ、混入のないことが確認できる。
	☐	☐	11.路床・路盤が均一に仕上がっていることが確認できる。
	☐	☐	12.軟弱地盤などの地盤改良が試験結果に基づき適正に行なわれていることが確認できる。
	☐	☐	13.固化材は、数量はじめ、安全性が確認できる品質証明が整理されている。
	☐	☐	14.固化材の添加量とCBRの関係から目標とするCBRに対応する添加量を求めている。
	☐	☐	15.m ² あたり又は1袋あたりの固化材の散布量が確認できる。
	☐	☐	16.処理前の軟弱路床土は湿地ブルドーザーで所定の高さに整正している。
	☐	☐	17.バケットクレーン、ライムスプレッダ、人力等で固化材を所定量均一に散布している。
	☐	☐	18.散布及び混合に際して粉塵対策を施す必要がある場合は、防塵型の安定剤材を用いたり、シートの設置等の対策をとっている。
	☐	☐	19.所定の深さまで混合攪拌したことが確認できる。（フェノール液で確認）
	☐	☐	20.グレーダー又はブルドーザー等で表面整正を行っている。
	☐	☐	21.六価クロム溶脱に対する確認が実施され、本工事が実施されている。
			【アスファルト舗装】
	☐	☐	1.混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
	☐	☐	2.気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）が行われている。
	☐	☐	3.乳剤が均一に散布されており、飛散防止対策及び構造物への付着防止にも細心の注意が払われている。
	☐	☐	4.アスカーブが丁寧に施工され通りが良い。
	☐	☐	5.路肩処理・縁端処理が細やかに配慮され、適切に施工されている。
	☐	☐	6.舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
	☐	☐	7.密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

【区画線】

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| ☐ | ☐ | 1.施工時の気象条件を考慮し、施工がなされていることが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 2.施工前に路面を清掃した上で、乾燥後に施工されている。 |

【コンクリート路面工】

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---|
| ☐ | ☐ | 1.コンクリート打設時に必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 (JIS A-5308以外の現場練りコンクリート等を使用する場合) |
| ☐ | ☐ | 2.施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ・バイブレータによる締固・養生方法等を適切に行っている。
(寒中及び暑中コンクリート等を含む) |
| ☐ | ☐ | 3.コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 4.コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。
(高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する) |
| ☐ | ☐ | 5.コンクリート舗装の表面は粗面仕上げで、平坦・緻密・堅硬となっている。 |
| ☐ | ☐ | 6.目地の隣り合わせの舗装面に段差がない。 |
| ☐ | ☐ | 7.舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 8.材料が分離しないようコンクリートを数均していることが確認できる。 |

【排水施設工(横断工、側溝等)】

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---|
| ☐ | ☐ | 1.位置・方向・高さ・勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 |
| ☐ | ☐ | 2.施設の流末は、浸食・滞留等が生じないよう処理されている。 |

【交通安全施設工】

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---|
| ☐ | ☐ | 1.製品に損傷・キズ・へこみなどがなく、確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 2.支柱は垂直に立ち、規格通りの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が図られている。 |
| ☐ | ☐ | 3.支柱とレール及びロープに歪みがない。 |
| ☐ | ☐ | 4.支柱を打ち込む場合は、地盤をゆるめないように注意して施工され、また穴を掘って建て込む場合は、十分に突き固めて埋め戻しがされている。 |
| ☐ | ☐ | 5.支柱を支える基礎は、規格通りに出来上がり、高さ・位置は設計図書に適合することが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 6.支柱基礎の床掘り仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 7.ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 8.ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 |

【土留(大型ふとん籠・フトン籠等)】

- ☐
- ☐
- 1.埋戻しが十分に締め固められており、天端に確実にすり付けられ吸出しを受けていない。
- ☐
- ☐
- 2.水平・垂直方向の接続が適切で、法線どおり狂いなく設置されている。
- ☐
- ☐
- 3.仕様書に定められた大きさの中詰石を用い、隙間なく適切に施工されている。

【土留(パネル柵等)】

- ☐
- ☐
- 1.産地証明等で県産材であることが確認できる。
- ☐
- ☐
- 2.とおり良く設置されている。
- ☐
- ☐
- 3.山側はパネル等の天端まで埋め戻されている。

※ばらつきが少なく(規格値を満足)、対象項目数が3項目以下の場合は・・・c評価
※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。

- ばらつきの判断
- ☐ できる
- ☐ できない
- ☐ ばらつき50%以下
- ☐ ばらつき80%以下
- ☐ ばらつき80%超え
- ☐ ばらつきで判断不可能

評価値(0)%＝ 評価項目数(0)／対象項目数(0)×100

- 評価値が90%以上……………a
- 評価値が80%以上～90%未満…a´
- 評価値が70%以上～80%未満…b
- 評価値が60%以上～70%未満…b´
- 評価値が60%未満……………c

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%超え	
評価 値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

※有害なクラックが発生した構造物について(別紙ー4を参照)

有害なクラックがある場合、補修ありc評価、補修なしdまたはe評価とする。

クラックの発生

☐ 有り

☐ 無し

☐ c評価

☐ d評価

☐ e評価

別紙－3 (13)

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」: 対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

調査項目	細別			a	a'	b	b'	c	d	e	
				☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。(判断基準参照) 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきの判断は別紙－4参照									
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質完成	対象	評価	「評価対象項目」						☐ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 上記に該当すれば・・・e ☐ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記に該当すれば・・・d	
				【共通】							
				1. 施工基面が平滑に仕上げられている。							
				2. 湧水・地表水の処理が適切で侵食・亀裂等がない。							
				3. ラス張工は、地山に均等になじむように張られ、浮いているところがないように施工されている。							
				4. 金網・ネット等が仕様書の通り施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。							
				5. 法肩の地山への巻き込みが適正に施工されている。							
	①-11 林業土木工事			6. ネットの設置にあたり法面への固定方法が適切である。							
				7. 地山表面の不純物の除去が確実に実施されている。							
				【種子吹付工・客土吹付工・厚層基材吹付工関係】							
				1. 土壌状態を施工前に確認し、監督員に報告するなど適切な対応をとっている。							
				2. ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている							
				3. 吹付け厚さが均等である。							
				4. 跳ね返り材料が適切に処理されている。							
				5. 種子の品質が適正なことが書類等で確認できる。							
①-11 法面工事			6. 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。								
			【コンクリートまたはモルタル吹付工関係】								
			1. 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。								
			2. 金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。								
				3. 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。							

面
保
護
工
～

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---|
| ☐ | ☐ | 4.吹付け厚さが均等である。 |
| ☐ | ☐ | 5.跳ね返り材料が適切に処理されている。 |
| ☐ | ☐ | 6.法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 7.金網が仕様書の通りに施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。 |
| ☐ | ☐ | 8.金網等の設置にあたり、法面への固定方法が適切である。 |
| ☐ | ☐ | 9.水抜きパイプが適切に配置されている。 |

【現場打ち法砕工関係】

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---|
| ☐ | ☐ | 1.使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 2.アンカーの施工長さが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 3.現場養生が適切に行われていることが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 4.枠内に空隙がないことが確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 5.跳ね返り材料が適切に処理されている。 |
| ☐ | ☐ | 6.アンカーが確実に固定されている。 |

【アンカー工】

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|--|
| ☐ | ☐ | 1.ボルトの締付確認が実施され、適切に管理されている。 |
| ☐ | ☐ | 2.ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 |
| ☐ | ☐ | 3.アンカー施工までの定着具、テンドン等の保管管理が適正である。 |
| ☐ | ☐ | 4.アンカー等の組み立て・加工が適正で損傷・汚れがない。 |
| ☐ | ☐ | 5.グラウト注入のセメントミルクの品質・強度及び充填確認が資料等により確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 6.削孔の位置・削孔長・方向について確認できる記録が管理されている。 |
| ☐ | ☐ | 7.削孔内の洗浄が適切に施工され、スライムの除去が資料で確認できる。 |
| ☐ | ☐ | 8.設計アンカーの耐力確保のためにジャッキの試験成績表に基づき、定着荷重の資料が整備されている。 |
| ☐ | ☐ | 9.材料・製品の品質・規格等がミルシート等により確認できる。 |

※ばらつきが少なく(規格値を満足)、対象項目数が3項目以下の場合は・・・c評価
※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。

ばらつきの判断

☐ できる

☐ できない

☐ ばらつき50%以下

☐ ばらつき80%以下

☐ ばらつき80%超え

☐ ばらつきで判断不可能

評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100

- 評価値が90%以上.....a
- 評価値が80%以上～90%未満...a´
- 評価値が70%以上～80%未満...b
- 評価値が60%以上～70%未満...b´
- 評価値が60%未満.....c

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%超え	
評価 値	90%以上	a	a´	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
		☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	☐ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。(判断基準参照) 【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきの判断は別紙ー4参照							
3. 出来形及び出来①林業土木工事①-13上記以外の工	II. 品質(完成)	対象	評価	「評価対象項目」					
		☐	☐	1. 考查項目(				品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 上記に該当すれば・・・e	
		☐	☐	2. 考查項目(					
		☐	☐	3. 考查項目(					
		☐	☐	4. 考查項目(					
	☐	☐	5. 考查項目(						
	①-13上記以外の工	※主たる工種の考查項目で考查し、最大考查項目は5項目とする。 ※ばらつきが少なく(規格値を満足)、対象項目数が2項目以下の場合は・・・c評価 ※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきの判断 ☐ できる ☐ できない ☐ ばらつき50%以下 ☐ ばらつき80%以下 ☐ ばらつき80%超え ☐ ばらつきで判断不可能							品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記に該当すれば・・・d
		評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100							
		評価値が90%以上……………a							
		評価値が80%以上～90%未満…a'							
		評価値が70%以上～80%未満…b							
		評価値が60%以上～70%未満…b'							
		評価値が60%未満……………c							

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%超え	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%超え	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

別紙－3 (17)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(検 査 員)

審査項目	細別	工 種	a		b		c		d	
			☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 他の事項に該当しない	☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ(完成)① 林業土木工事		対象	評価						
		☐ 林道工事	☐	☐	1.路面・路盤の平坦性が良い。 2.雨水処理が良い。 3.構造物の通りが良い。 4.端部処理が良い。 5.構造物へのすり付け等が良い。 6.規定された切取勾配が確保されている。 7.法面の浮き石除去・木根等の表面処理が適切に施工されている。 8.残土等は適切に処理されている。 9.全体的な美観が良い。					
					※評価7項目以上……a 評価6項目以上……b 評価5項目以上……c 評価4項目以下……d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。					

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」: 対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(検 査 員)

審査項目	細別	工 種	a		b		c		d	
			☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 他の事項に該当しない	☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ(完成)	鋼橋工事	対象	評価	1. 表面に補修箇所がない。 2. 部材表面に傷・錆がない。 3. 溶接に均一性がある。 4. 塗装に均一性がある。 5. 全体的な美観が良い。 ※評価4項目以上……a 評価3項目以上……b 評価2項目以上……c 評価1項目以下……d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。					
		☐ 法面工事 (アンカー工も含む)	☐	☐	1. 通りが良い。 2. 法表面の浮き石や木根が除去されている。 3. 植生、吹付け等の状態が均一である。 4. 端部処理が良い。 5. アンカーの方向が良く、アンカーとプレートに隙間がない。 6. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 7. 全体的な美観が良い。 ※評価6項目以上……a 評価5項目以上……b 評価4項目以上……c 評価3項目以下……d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。					
		なだれ予防柵工			1. 通りが良い。 2. 端部処理が良い。 3. 部材表面に傷・錆がない。 4. きめ細かな施工がされている。 5. 全体的な美観が良い。 ※評価4項目以上……a 評価3項目以上……b 評価2項目以上……c 評価1項目以下……d ※該当項目数が2項目以下の場合はC評価とする。					

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(林業土木工事編)

「記入方法」: 対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(検 査 員)

調査項目	細別	工 種	a		b		c		d		
			☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	☐ 他の事項に該当しない	☐ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ(完成)① 林業土木工事	☐ 上記以外の工事または合併工事	対象	評価							
			☐	☐							調査項目(
			☐	☐							調査項目(
			☐	☐							調査項目(
			☐	☐							調査項目(
			☐	☐	調査項目(						
※該当工種からの調査事項で調査し、最大調査項目は5項目とする。					※調査4項目以上……a 調査3項目以上……b 調査2項目以上……c 調査1項目以下……d						

別紙ー4

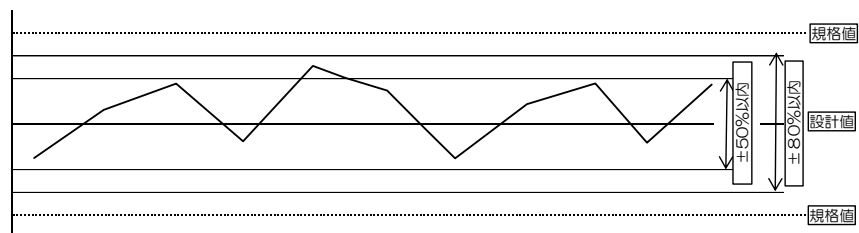
1. 出来形のばらつきの考え方

ばらつきの判断は、原則としてサンプル数が10個以上について行うものとするが、サンプル数が10個未満においても、出来形管理項目全てを総合的に評価できるものとする。また、必要以上に測定基準を超えてサンプル数を10個以上としたものは評価しない。

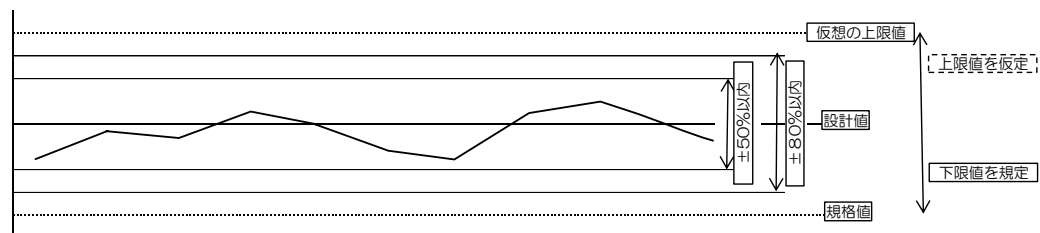
【管理図の場合】

【上・下限値がある場合】

①ばらつきが概ね50%以下と判断できる例

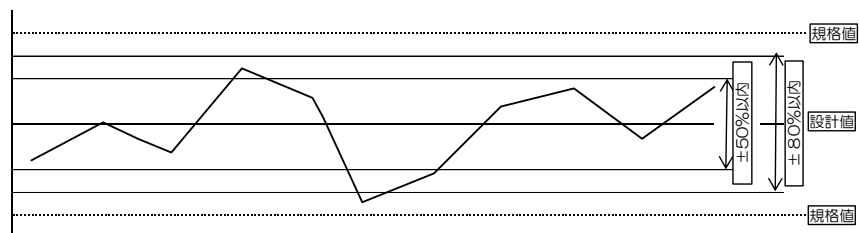


【下限値のみの場合】



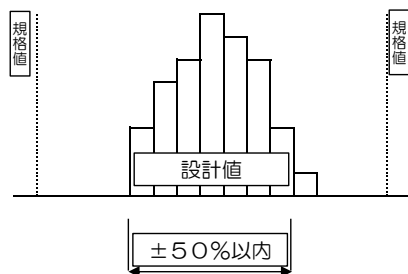
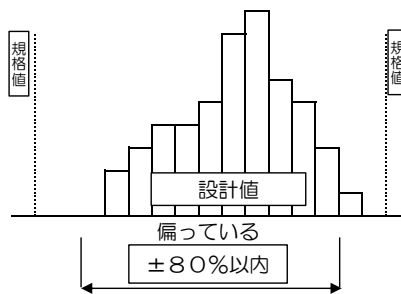
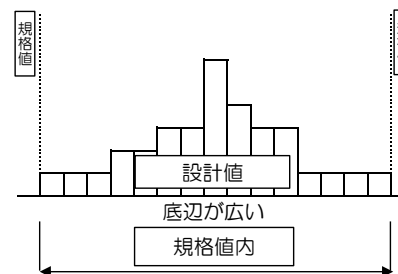
※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定しばらつきの%を考慮する。

②ばらつきが概ね80%以下と判断できる例



※概ねとは、打点数の90%以上とする。

【度数表またはヒストグラムの場合】

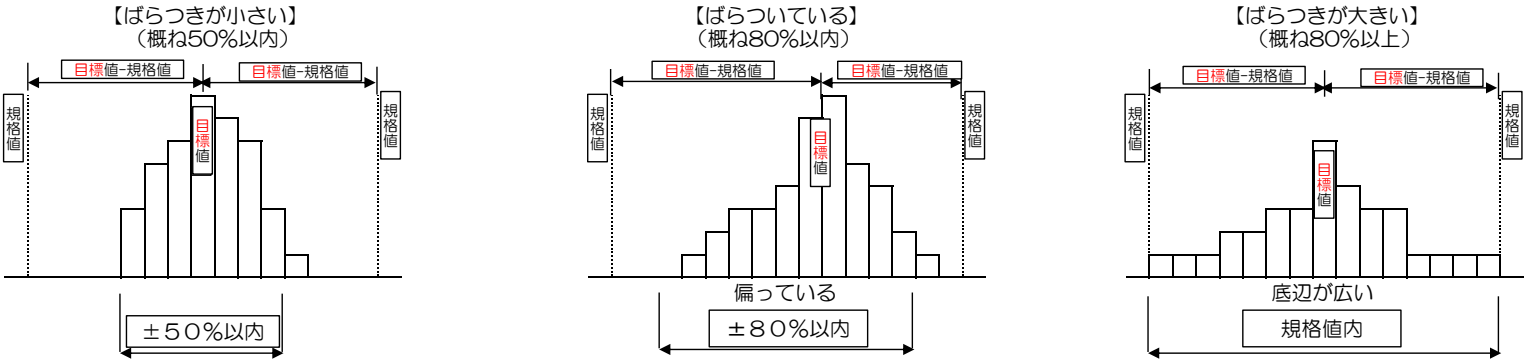
【ばらつきが小さい】
(概ね50%以内)【ばらついている】
(概ね80%以内)【ばらつきが大きい】
(概ね80%以上)

2. 品質のばらつきの考え方

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		概ね50%以内	概ね80%以内	概ね80%以上	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

- ※ばらつきの判断が可能な工種（主なもの）
- ①コンクリートの圧縮強度（現場養生、テストハンマー等）
 - ②路体、路床、下層路盤、上層路盤、舗装等の現場密度等
 - ③アンカー工等の適性試験、確認試験等
 - ④現場吹付法砕工等のコンクリート圧縮強度等

- （１）ばらつきはサンプル数が１０個以上について、ばらつきの判断を行う。（原則としてサンプル数が１０個未満では、ばらつきの判断不可能とする。）
- （２）ばらつき判定は、施工前に目標値が設定され、施工計画書に明記された目標値に対して品質管理されているものを評価する。（試験結果の平均値を後から求めて目標値としたものは評価しない。）
- （３）規格値、試験基準を満足し、度数分布が（平均値目標値－規格値）の±50%以内の範囲にある場合は、ばらつきが少ないと判断する。
- （４）生コンクリートのスランプ、空気量、標準養生の圧縮強度、単位水量については、レディーミクストコンクリートの品質を保証するための必要な品質管理であるため、工事成績評定の品質の評価対象としない。但し、コンクリート現場養生及びテストハンマーの圧縮強度については、この限りでない。
- （５）設計値が下限規格値になり上限規格値を持たないもの（コンクリート圧縮強度等）は、過去の施工実績等から適切に目標値が設定されていることを確認する。
- ※目標値設定例 例１：現場養生コンクリート圧縮強度で設計値18N/mm2（下限規格値）のところ目標値を23N/mm2(1.3倍)に設定
- 例２：現場吹付法砕コンクリート圧縮強度で設計値18N/mm2のところ目標値を35N/mm2（2倍）に設定



3. 多工種複合工事の取り扱い

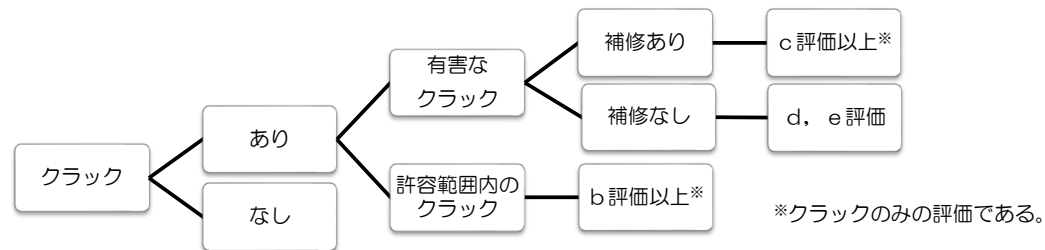
- （１）主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りでない。
- （２）コンクリート橋はプレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

4. コンクリート構造物のクラックについて

「有害なクラック」としないクラックは、構造物に発生したクラックの内、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2009」第4章、4.2 評価Ⅰの手法を参考に下記のとおりとする。
なお、有害なクラックが補修済であっても「有害なクラックが発生していた事実」をもって、有害なクラックがあるものとする。

- (1) コンクリートの耐久性（鋼材の腐食として鉄筋コンクリートを対象としているが、無筋コンクリートも同様とする）
進行性のないクラックを対象とし、表面の幅が0.2mm以下のクラック
- (2) 防水性・水密性が求められる構造物（鉄筋及び無筋コンクリート）
進行性のない貫通するクラックを対象とし、表面の幅が0.05mm以下のクラック

コンクリート構造物のクラックの評価について（案）



クラックが発生した構造物は、検査の前までに発注者と協議して対応する。

1. 検査職員の品質評価について、有害なクラックについては、補修されている場合でも、「・有害なクラックがない」のチェック項目は×とする。補修されていなければ、d以下の評価とする。
2. 検査職員の品質評価について、有害なクラック以外は「・有害なクラックがない」のチェック項目は○とし、b評価以上とする。
3. 検査職員の品質評価について、補修を必要とするひび割れがある場合に、ひび割れ調査を実施していないときは、評価を1ランク落とすものとする。（a→a'→b→b'→c）
4. 出来ばえについて、微細なクラックを含めて全くクラックがない場合に「・クラックがない」項目を○とする。適切な補修等がしてある場合でも×とする。

※1 新潟県土木工事標準仕様書別添様式-2のひび割れ調査票の必要があるコンクリート構造物とは、高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない）とする。

※2 上記※1以外の鉄筋及び無筋コンクリート構造物については、有害なひび割れが発生した場合は、ひび割れ調査を行うものとする。ただし、コンクリートの品質、打込み方法、型枠・支保工の設置・撤去、養生方法等、材料・施工に起因して発生した可能性を精査し、品質に関する評価対象項目を適切に評価し判定するものとする。

なお、クラックについては、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」（土木学会）を参考とできるが、「コンクリート診断士」に相談することも考慮する。

5. その他

- (1) 「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- (2) 「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。